

社債等に関する業務規程施行規則の一部改正について

1 社債等に関する業務規程施行規則（平成15年1月10日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（用語）</p> <p>第1条 （略）</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) （略）</p> <p>(10) 利付債（源泉徴収不適用分等） 次に掲げる利付債をいう。</p> <p>イ 指定金融機関等、国、公共法人等、外国政府等又は特定投資法人等が所有する利付債 <u>（租税特別措置法第9条の3の2第1項の規定の適用を受ける利子に係るものを除く。）</u></p> <p>ロ 指定内国法人が所有する利付債（今回の利払日に係る利金の計算期間が確認日（指定内国法人が租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第3条の3第8項の確認を受けた日をいう。以下同じ。） <u>の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間内に支払いを受けるもの</u>に限り、租税特別措置法第9条の3の2第1項の規定の適用を受ける利子に係るものを除く。）</p> <p>（削る）</p>	<p>（用語）</p> <p>第1条 （略）</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) （略）</p> <p>(10) 利付債（源泉徴収不適用分等） 次に掲げる利付債 <u>（払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座（別表2に掲げる課税種別が課税分である区分口座をいう。以下同じ。）から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。）</u>をいう。</p> <p>イ 指定金融機関等、国、公共法人等、外国政府等又は特定投資法人等が所有する利付債</p> <p>ロ 指定内国法人が所有する利付債（今回の利払日に係る利金の計算期間が確認日（指定内国法人が租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第3条の3第8項の確認を受けた日をいう。以下同じ。）以後一年を経過する日までの期間内に <u>開始するもの</u>に限る。）</p> <p>ハ <u>租税特別措置法第5条の2第1項若しくは第5項後段又は同法</u></p>

第27条の14 削除

(その他の振替の制限)

第27条の23 規程第58条の23第2項に規定する事項は、機構非関与銘柄について、他の機構加入者口座への振替を行うための振替の申請ができないこととする。

(削る)

(削る)

2 前項の場合において、機構非関与銘柄の支払代理人は、渡方加

第5条の3第1項若しくは第3項後段の規定の適用を受ける利付債

(利払期日における自動振替処理)

第27条の14 機構加入者は、機構が行う自動振替処理（機構加入者口座における自己口又は別表2に規定する非居住者等口の課税分口座に記録されている一般債について、その利払期日に、別表4に規定する区分口座間の振替を行う処理をいう。以下この章において同じ。）を希望する場合には、あらかじめ機構に対し、その旨を通知しなければならない。当該通知を受けた場合には、機構は、当該機構加入者から自動振替処理に係る振替の申請があったものとして取り扱う。

(その他の振替の制限)

第27条の23 規程第58条の23第2項に規定する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 課税分口座から源泉徴収不適用分等口座（別表2に掲げる課税種別が源泉徴収不適用分等である区分口座をいう。）への振替（特定の銘柄の一般債の払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日に行うものを除く。）を行うための振替の申請は、することができないこと。

(2) 機構非関与銘柄について、他の機構加入者口座への振替を行うための振替の申請は、することができないこと。

2 前項第2号の場合において、機構非関与銘柄の支払代理人は、渡

入者から当該機構非関与銘柄について振替を行う旨の申出を受けたときは、規程第58条の7に規定する方法により当該機構非関与銘柄を機構関与銘柄に変更しなければならない。

(課税情報の通知)

第27条の36 機構加入者は、機構に対し、規程第58条の30第1項に規定する課税情報として、利払期日が2営業日後に到来する機構関与銘柄のうち当該機構加入者の源泉徴収不適用分等口座（別表2に掲げる課税種別が源泉徴収不適用分等である区分口座をいう。以下同じ。）以外の区分口座に記録されている銘柄の一般債及び次条第3項に規定する銘柄の一般債（同項の区分口座が源泉徴収不適用分等口座（信託口（1）を除く。）以外のものである場合に限る。）に係る次の事項を通知しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 別表4の税区分

(4) (略)

(5) 第3号の税区分が分かち分（租税特別措置法第9条の3の2第1項の規定の適用を受ける利子に係るものを除く。）であるときは、前号の金額に係る利金に対する国税額及び国税額控除後の利金の額

2 (略)

(償還金及び利金の請求方法)

第27条の38 機構は、規程第58条の30第2項の規定により償還金及び利金を請求する場合には、支払代理人に対し、当該償還期日、繰

方加入者から当該機構非関与銘柄について振替を行う旨の申出を受けたときは、規程第58条の7に規定する方法により当該機構非関与銘柄を機構関与銘柄に変更しなければならない。

(課税情報の通知)

第27条の36 機構加入者は、機構に対し、規程第58条の30第1項に規定する課税情報として、利払期日が2営業日後に到来する機構関与銘柄のうち当該機構加入者の課税分口座に記録されている銘柄の一般債及び次条第3項に規定する銘柄の一般債（同項の区分口座が課税分口座である場合に限る。）に係る次の事項を通知しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 別表5の税区分

(4) (略)

(5) 第3号の税区分がわかち分であるときは、前号の金額に係る利金に対する課税額及び課税額控除後の利金の額

2 (略)

(償還金及び利金の請求方法)

第27条の38 機構は、規程第58条の30第2項の規定により償還金及び利金を請求する場合には、支払代理人に対し、当該償還期日、繰

上償還期日、定時償還期日又は利払期日の前営業日に、次の事項を通知する。

(1) 償還金及び利金の請求内容に関する情報として、次に掲げるもの（以下「元利金請求内容情報」という。）

イ～ハ （略）

ニ 別表4の税区分

ホ・ヘ （略）

ト ホの金額に係る利金に対する国税額（租税特別措置法第9条の3の2第1項の規定の適用を受ける利子に係る国税額を除く。

以下同じ。）及び国税額控除後の利金の額

チ～ヲ （略）

(2) （略）

2・3 （略）

（利金の額の算出方法）

第27条の40 特定の銘柄の機構関与銘柄の利金として授受する額は、次の各号に掲げる支払いの区分に従い当該各号に定める額（1円（外国通貨については、当該通貨の単位の百分の一）に満たない端数が生じた場合は切り捨てる。）とする。

(1) （略）

(2) 支払代理人から各機構加入者への支払い

各機構加入者の区分口座（当該区分口座が源泉徴収不適用分等口座以外のものである場合は当該区分口座における別表4の税区分）ごとの当該機構関与銘柄の金額（定時償還銘柄については、実質金額）に当該機構関与銘柄の一通貨あたりの利子額

上償還期日、定時償還期日又は利払期日の前営業日に、次の事項を通知する。

(1) 償還金及び利金の請求内容に関する情報として、次に掲げるもの（以下「元利金請求内容情報」という。）

イ～ハ （略）

ニ 別表5の税区分

ホ・ヘ （略）

ト ホの金額に係る利金に対する課税額及び課税額控除後の利金の額

チ～ヲ （略）

(2) （略）

2・3 （略）

（利金の額の算出方法）

第27条の40 特定の銘柄の機構関与銘柄の利金として授受する額は、次の各号に掲げる支払いの区分に従い当該各号に定める額（1円（外国通貨については、当該通貨の単位の百分の一）に満たない端数が生じた場合は切り捨てる。）とする。

(1) （略）

(2) 支払代理人から各機構加入者への支払い

各機構加入者の区分口座（当該区分口座が課税分口座である場合は当該区分口座における別表5の税区分）ごとの当該機構関与銘柄の金額（定時償還銘柄については、実質金額）に当該機構関与銘柄の一通貨あたりの利子額を乗じて得た額

を乗じて得た額

(3) (略)

(社債的受益権の場合の読み替え等)

第32条 (略)

2 一般債が社債的受益権である場合には、次の表の左欄に掲げる規定中の字句で同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第1条第2項第10号	利付債（源泉徴収不適用分等）次に掲げる利付債をいう。	社債的受益権（源泉徴収不適用分等）次に掲げる社債的受益権をいう。
第1条第2項第10号イ	利付債 <u>租税特別措置法第9条の3の2第1項の規定の適用を受ける利子</u>	(略) <u>租税特別措置法第9条の3の2第1項の規定の適用を受ける配当</u>

(3) (略)

(社債的受益権の場合の読み替え等)

第32条 (略)

2 一般債が社債的受益権である場合には、次の表の左欄に掲げる規定中の字句で同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第1条第2項第10号	利付債（源泉徴収不適用分等）次に掲げる利付債（ <u>払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座（別表2に掲げる課税種別が課税分である区分口座をいう。以下同じ。）から振り替後に利払期日が到来していないものを除く。</u> ）をいう。	社債的受益権（源泉徴収不適用分等）次に掲げる社債的受益権（ <u>信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日以外の日に、課税分口座（別表2に掲げる課税種別が課税分である区分口座をいう。以下同じ。）から振り替後に配当支払期日が到来していないものを除く。</u> ）をいう。
第1条第2項第10号イ	利付債 (新設)	(略) (新設)

第1条第2項第10号ロ	(略)	
	利金	(略)
	<u>租税特別措置法第9条の3の2第1項の規定の適用を受ける利子</u>	<u>租税特別措置法第9条の3の2第1項の規定の適用を受ける配当</u>
(削る)	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)
(略)		
(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)
(略)		
第27条の36第1項第5号	利金	(略)
	<u>租税特別措置法第9条の3の2第1項の規定の適用を受ける利子</u>	<u>租税特別措置法第9条の3の2第1項の規定の適用を受ける配当</u>
(略)		
第27条の38第1項第1号ト	利金	(略)
	<u>租税特別措置法第9条の3の2第1項の規定の適用を受ける利子</u>	<u>租税特別措置法第9条の3の2第1項の規定の適用を受ける配当</u>
(略)		

第1条第2項第10号ロ	(略)	
	利金	(略)
	(新設)	(新設)
第1条第2項第10号ハ	<u>租税特別措置法第5条の2第1項若しくは第5項後段又は同法第5条の3第1項若しくは第3項後段の規定</u>	<u>租税特別措置法第5条の3第1項又は第3項後段の規定</u>
	利付債	社債的受益権
(略)		
第27条の14	<u>利払期日</u>	<u>配当支払期日</u>
第27条の23第1項第1号	<u>払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日</u>	<u>信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日</u>
(略)		
第27条の36第1項第5号	利金	(略)
	(新設)	(新設)
(略)		
第27条の38第1項第1号ト	利金	(略)
	(新設)	(新設)
(略)		

別表 2

機構における区分口座

I. (略)

II. 一般債

(1) 一般債 (社債的受益権を除く。)

口座区分	区分口座				
	口座名称	信託口 (1) ~ (5) 及び顧客口に記録する一般債	課税種別	各課税種別に記録する一般債	コード
自己口	保有口	/	源泉徴収不適用分等	利付債 (源泉徴収不適用分等)、割引債等及び国際機関債	00~04 10~14 40~44
			課税分	利付債 (源泉徴収不適用分等) 以外の利付債	05~09 15~19 45~49
	信託口 (1)		源泉徴収不適用分等	利付債、割引債等及び国際機関債	20、 25
			(削る)	(削る)	(削る)

別表 2

機構における区分口座

I. (略)

II. 一般債

(1) 一般債 (社債的受益権を除く。)

口座区分	区分口座					
	口座名称	信託口 (1) ~ (5)、顧客口及び非居住者等口に記録する一般債	課税種別	各課税種別に記録する一般債	コード	
自己口	保有口	/	源泉徴収不適用分等	利付債 (源泉徴収不適用分等)、割引債等及び国際機関債	00~04 10~14 40~44	
			課税分	利付債 (源泉徴収不適用分等) 以外の利付債	05~09 15~19 45~49	
	信託口 (1)		源泉徴収不適用分等	①当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第 11 条第 2 項に規定する公益信託若しくは加入者保護信託、同法第 13 条第 1 項に規定する受益者若しくは同条第 2 項に規定する受益者とみなされる者が国、同法別表第 1 に掲げる法人若しくは外国政府等である信託又は租税特別措置法第 4 条の 5 第 1 項に規定する特定寄附信託の信託財産に属する一般債	利付債 (払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)、割引債等及び国際機関債	20
			課税分	①当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第 11 条第 2 項に規定する公益信託若しくは加入者保護信託、同法第 13 条第 1 項に規定する受益者若しくは同条第 2 項に規定する受益者とみなされる者が国、同法別表第 1 に掲げる法人若しくは外国政府等である信託又は租税特別措置法第 4 条の 5 第 1 項に規定する特定寄附信託の信託財産に属する一般債	払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	25

	信託口 (3)	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第176条第1項に規定する証券投資信託、租税特別措置法第9条の4第2項に規定する証券投資信託以外の投資信託、同条第3項に規定する特定目的信託又は所得税法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる者が特定投資法人等である信託の信託財産に属する一般債	源泉徴収不適用分等 (削る)	利付債、割引債等及び国際機関債 (削る)	22、 27 (削る)
	信託口 (4)	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第176条第2項に規定する信託の信託財産に属する一般債	源泉徴収不適用分等 (削る)	利付債、割引債等及び国際機関債 (削る)	23、 28 (削る)
	信託口 (5)	当該機構加入者を受託者とする信託の信託財産に属する一般債(信託口(1)、信託口(2)、信託口(3)又は信託口(4)の欄に掲げるものを除く。)	源泉徴収不適用分等 課税分	利付債(源泉徴収不適用分等)、割引債等及び国際機関債 利付債(源泉徴収不適用分等)以外の利付債	(略) (略)
			(略)		
顧客口	顧客口	当該機構加入者又はその下位機関の顧客が権利を有する一般債	二	利付債、割引債等及び国際機関債	60～ 91

					日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	
	信託口 (3)	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第176条第1項に規定する証券投資信託、租税特別措置法第9条の4第2項に規定する証券投資信託以外の投資信託、同条第3項に規定する特定目的信託又は所得税法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる者が特定投資法人等である信託の信託財産に属する一般債	源泉徴収不適用分等 課税分	利付債(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)、割引債等及び国際機関債 払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	22 27	
	信託口 (4)	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第176条第2項に規定する信託の信託財産に属する一般債	源泉徴収不適用分等 課税分	利付債(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)、割引債等及び国際機関債 払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	23 28	
	信託口 (5)	当該機構加入者を受託者とする信託の信託財産に属する一般債(信託口(1)、信託口(2)、信託口(3)又は信託口(4)の欄に掲げるものを除く。)	源泉徴収不適用分等 課税分	割引債等及び国際機関債 利付債	(略) (略)	
			(略)			
顧客口	顧客口	当該機構加入者又はその下位機関の顧客が権利を有する一般債(非居住者等口に記載されるものを除く。)	源泉徴収不適用分等	利付債(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)、割引債等及び国際機関債	60～ 64 70～ 74 80～ 84	

			(削る)	(削る)
		(削る)	(削る)	(削る)
(削る)		(削る)	(削る)	(削る)

			課税分	払込日、払込日翌日、利払 期日及び利払日翌日以外 の日に、課税分口座から振 り替えられ、その振替後に 利払期日が到来していな い利付債	6.5～ 6.9 7.5～ 7.9 8.5～ 8.9
	非居住者 等口	当該機構加入者又はその 下位機関の顧客が権利を 有する一般債のうち租税 特別措置法第5条の2第1 項若しくは第5項後段又 は同法第5条の3第1項若 しくは第3項後段の規定 の適用を受ける一般債	源泉 徴収 不適用分 等	利付債（払込日、払込日翌 日、利払期日及び利払日翌 日以外の日、課税分口座 から振り替えられ、その振 替後に利払期日が到来し ていないものを除く。）及 び国際機関債	9.0
			課税分	払込日、払込日翌日、利払 期日及び利払日翌日以外 の日に、課税分口座から振 り替えられ、その振替後に 利払期日が到来していな い利付債	9.1

(2) 社債的受益権

口座 区分	区分口座				
	口座名称	信託口(1)～(5)及び顧 客口に記録する社債的受 益権	課税 種別	各課税種別に記録する社 債的受益権	コード
自己口	保有口	/	源泉 徴収 不適用分 等	社債的受益権（源泉徴収不 適用分等）	0.0～ 0.4 1.0～ 1.4 4.0～ 4.4
			課税 分	社債的受益権（源泉徴収不 適用分等）以外の社債的受 益権	0.5～ 0.9 1.5～ 1.9 4.5～ 4.9
	信託 口 (1)	①当該機構加入者を受託 者とする信託のうち所得 税法第11条第2項に規 定する公益信託若しく は加入者保護信託、同 法第13条第1項に規 定する受益者若しくは 同条第2項に規定する受	源泉 徴収 不適用分 等	社債的受益権	2.0、 2.5

(2) 社債的受益権

口座 区分	区分口座				
	口座名称	信託口(1)～(5)、顧客 口及び非居住者等口に記 録する社債的受益権	課税 種別	各課税種別に記録する社 債的受益権	コード
自己口	保有口	/	源泉 徴収 不適用分 等	社債的受益権（源泉徴収不 適用分等）	0.0～ 0.4 1.0～ 1.4 4.0～ 4.4
			課税 分	源泉徴収不適用分等以外 の社債的受益権	0.5～ 0.9 1.5～ 1.9 4.5～ 4.9
	信託 口 (1)	①当該機構加入者を受託 者とする信託のうち所得 税法第11条第2項に規 定する公益信託若しく は加入者保護信託、同 法第13条第1項に規 定する受益者若しくは 同条第2項に規定する受	源泉 徴収 不適用分 等	社債的受益権（信託設定 日、信託設定日翌日、配 当支払期日及び配当支払 日翌日以外の日、課税分 口座から振り替えられ、 その振替後に配当支払期 日が到来していないもの を除く。）	2.0

		<p>益者とみなされる者が国、同法別表第1に掲げる法人若しくは外国政府等である信託の信託財産に属する社債的受益権</p> <p>②当該機構加入者を受託者（租税特別措置法第5条の3第9項において準用する第5条の2第17項に規定する信託の受託者に限る。）とする信託のうち同法第5条の3第9項において準用する第5条の2第4項に規定する信託の信託財産に属する社債的受益権であって、同法第5条の3第1項又は第3項後段の規定の適用を受けるもの</p>	(削る)	(削る)				
信託口(2)	源泉徴収不適用分等	<p>当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第176条第3項に規定する集団投資信託（同条第1項に規定する証券投資信託及び租税特別措置法第9条の4第2項に規定する証券投資信託以外の投資信託を除くものとし、受託者が指定金融機関等であるものに限る。）又は所得税法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる者が指定金融機関等若しくは指定内国法人である信託の信託財産に属する社債的受益権（当該受益者又は当該受益者とみなされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属する社債的受益権にあつては、今回の配当支払日に係る配当が確認日の翌日から起算して一年を経過する日以前に支払を受けるものに限る。）</p>	社債的受益権（所得税法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属する社債的受益権にあつては、今回の配当支払日に係る配当が確認日の翌日以後一年を経過する日までの期間内に支払を受けるものに限る。）	21 26				
			(削る)	(削る)				
		<p>益者とみなされる者が国、同法別表第1に掲げる法人若しくは外国政府等である信託の信託財産に属する社債的受益権</p> <p>②当該機構加入者を受託者（租税特別措置法第5条の3第5項において準用する第5条の2第25項に規定する信託の受託者に限る。）とする信託のうち同法第5条の3第5項において準用する第5条の2第4項に規定する信託の信託財産に属する社債的受益権であって、同法第5条の3第1項又は第3項後段の規定の適用を受けるもの</p>	(削る)	(削る)				
信託口(2)	源泉徴収不適用分等	<p>当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第176条第3項に規定する集団投資信託（同条第1項に規定する証券投資信託及び租税特別措置法第9条の4第2項に規定する証券投資信託以外の投資信託を除くものとし、受託者が指定金融機関等であるものに限る。）又は所得税法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる者が指定金融機関等若しくは指定内国法人である信託の信託財産に属する社債的受益権（当該受益者又は当該受益者とみなされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属する社債的受益権にあつては、今回の配当支払日に係る配当の計算期間が確認日以後一年を経過する日までの期間内に開始するものに限る。）</p>	社債的受益権（信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来していない社債的受益権	25				
			(削る)	(削る)				
		<p>益者とみなされる者が国、同法別表第1に掲げる法人若しくは外国政府等である信託の信託財産に属する社債的受益権</p> <p>②当該機構加入者を受託者（租税特別措置法第5条の3第5項において準用する第5条の2第25項に規定する信託の受託者に限る。）とする信託のうち同法第5条の3第5項において準用する第5条の2第4項に規定する信託の信託財産に属する社債的受益権であって、同法第5条の3第1項又は第3項後段の規定の適用を受けるもの</p>	(削る)	(削る)				
信託口(2)	課税分	<p>当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第176条第3項に規定する集団投資信託（同条第1項に規定する証券投資信託及び租税特別措置法第9条の4第2項に規定する証券投資信託以外の投資信託を除くものとし、受託者が指定金融機関等であるものに限る。）又は所得税法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる者が指定金融機関等若しくは指定内国法人である信託の信託財産に属する社債的受益権（当該受益者又は当該受益者とみなされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属する社債的受益権にあつては、今回の配当支払日に係る配当の計算期間が確認日以前であるものに</p>	社債的受益権（信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来していない社債的受益権	26				
			(削る)	(削る)				

		る。)							
信託口 (3)	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第176条第1項に規定する証券投資信託、租税特別措置法第9条の4第2項に規定する証券投資信託以外の投資信託、同条第3項に規定する特定目的信託又は所得税法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる者が特定投資法人等である信託の信託財産に属する社債的受益権	源泉徴収不適用分等	社債的受益権	22、 27					
		(削る)	(削る)	(削る)					
信託口 (4)	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第176条第2項に規定する信託の信託財産に属する社債的受益権	源泉徴収不適用分等	社債的受益権	23、 28					
		(削る)	(削る)	(削る)					
信託口 (5)	当該機構加入者を受託者とする信託の信託財産に属する社債的受益権(信託口(1)、信託口(2)、信託口(3)又は信託口(4)の欄に掲げるものを除く。)	源泉徴収不適用分等	社債的受益権(源泉徴収不適用分等)	(略)					
		課税分	社債的受益権(源泉徴収不適用分等)以外の社債的受益権	(略)					

		限る。)							
信託口 (3)	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第176条第1項に規定する証券投資信託、租税特別措置法第9条の4第2項に規定する証券投資信託以外の投資信託、同条第3項に規定する特定目的信託又は所得税法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる者が特定投資法人等である信託の信託財産に属する社債的受益権	源泉徴収不適用分等	社債的受益権(信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来していないものを除く。)	22					
		課税分	信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来していない社債的受益権	27					
信託口 (4)	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第176条第2項に規定する信託の信託財産に属する社債的受益権	源泉徴収不適用分等	社債的受益権(信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来していないものを除く。)	23					
		課税分	信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日以外の日、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来していない社債的受益権	28					
信託口 (5)	当該機構加入者を受託者とする信託の信託財産に属する社債的受益権(信託口(1)、信託口(2)、信託口(3)又は信託口(4)の欄に掲げるものを除く。)	源泉徴収不適用分等		(略)					
		課税分	社債的受益権	(略)					

	質権口		源泉徴収不適用分等	社債的受益権（源泉徴収不適用分等）	98
			課税分	社債的受益権（源泉徴収不適用分等）以外の社債的受益権	96
	信託口		(略)		
			課税分	社債的受益権（源泉徴収不適用分等）以外の社債的受益権	(略)
顧客口	顧客口	当該機構加入者又はその下位機関の顧客が権利を有する社債的受益権	二	社債的受益権	60～ 91
			(削る)	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
			(削る)	(削る)	(削る)

III. (略)

	質権口		源泉徴収不適用分等	社債的受益権（源泉徴収不適用分等）	98
			課税分	源泉徴収不適用分等以外の社債的受益権	96
	信託口		(略)		
			課税分	源泉徴収不適用分等以外の社債的受益権	(略)
顧客口	顧客口	当該機構加入者又はその下位機関の顧客が権利を有する社債的受益権（非居住者等口に記録がされるものを除く。）	源泉徴収不適用分等	社債的受益権（信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来していないものを除く。）	60～ 64 70～ 74 80～ 84
			課税分	信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来していない社債的受益権	65～ 69 75～ 79 85～ 89
	非居住者等口	当該機構加入者又はその下位機関の顧客が権利を有する社債的受益権のうち租税特別措置法第5条の3第1項又は第3項後段の規定の適用を受ける社債的受益権	源泉徴収不適用分等	社債的受益権（信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来していないものを除く。）	90
			課税分	信託設定日、信託設定日翌日、配当支払期日及び配当支払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に配当支払期日が到来していない社債的受益権	91

III (略)

別表 3

振替等の処理順位

I (略)

II 一般債

処理種別	処理順位
(削る)	(削る)
<u>イ.</u> (略)	<u>1</u>
<u>ロ.</u> 決済条件の照合結果により直接機構に行われた振替の申請 (<u>イ.</u> に掲げるものを除く。)	<u>2</u>
<u>ハ.</u> (略)	<u>3</u>
<u>ニ.</u> 振替の申請 (<u>イ.</u> から <u>ハ.</u> までに掲げるものを除く。) 及び買入消却の申請	<u>4</u>

III (略)

(削る)

別表 3

振替等の処理順位

I (略)

II 一般債

処理種別	処理順位
<u>イ.</u> 自動振替処理に係る振替の申請	<u>1</u>
<u>ロ.</u> (略)	<u>2</u>
<u>ハ.</u> 決済条件の照合結果により直接機構に行われた振替の申請 (<u>ロ.</u> に掲げるものを除く。)	<u>3</u>
<u>ニ.</u> (略)	<u>4</u>
<u>ホ.</u> 振替の申請 (<u>イ.</u> から <u>ニ.</u> までに掲げるものを除く。) 及び買入消却の申請	<u>5</u>

III (略)

別表 4

利払期日における自動振替処理

区分口座	減額記録する口座区分コード	増額記録する口座区分コード
------	---------------	---------------

税区分一覧表

税区分コード	税区分	税率	対象となる一般債
(略)			
10	(略)	(略)	課税分口座 (別表 2 に掲げる課税種別が課税分である区分口座をいう。以下同じ。) 又は顧客口に記録又は記載されている一般債
(略)			
30	(略)	(略)	源泉徴収不適用分等口座

別表 4

保有口	0 5	0 0
	0 6	0 1
	0 7	0 2
	0 8	0 3
	0 9	0 4
	1 5	1 0
	1 6	1 1
	1 7	1 2
	1 8	1 3
	1 9	1 4
	4 5	4 0
	4 6	4 1
	4 7	4 2
	4 8	4 3
	4 9	4 4
信託口 (1)	2 5	2 0
信託口 (2)	2 6	2 1
信託口 (3)	2 7	2 2
信託口 (4)	2 8	2 3
非居住者等口	9 1	9 0
質権口	9 6	9 8
質権信託口	9 7	9 9

別表 5

税区分一覧表

税区分コード	税区分	税率	対象となる一般債
(略)			
10	(略)	(略)	課税分口座 (信託口 (3) 及び信託口 (4) を除く。以下同じ。) に記録又は記載されている一般債
(略)			
30	(略)	(略)	源泉徴収不適用分等口座

			(信託口(3)及び信託口(4)を除く。)又は顧客口に記録又は記載されている一般債
(略)			
40	(略)	(略)	課税分口座又は顧客口に記録又は記載されている一般債
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(略)			
75	(略)		
80	非居住者非課税制度対象分非課税(発行者源泉徴収分)	0%	信託口(1)又は顧客口に記録又は記載されている一般債
81	非居住者非課税制度対象分非課税(口座管理機関源泉徴収分)	0%	顧客口に記録又は記載されている一般債
85	口座管理機関源泉徴収分	二	課税分口座又は顧客口に記録又は記載されている一般債
90	非居住者※2	課税分	(略)
91		非課税分	(略)
92	マル優	(略)	(略)
93	(分かち分)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)		(削る)	(削る)

※1 (略)

※2 非居住者保有分について、税区分コード70から75までに該当しない税率の適用を受ける場合には、税区分コード90、91を使用して、全期間、当該税率で申告を行う。

			(信託口(3)及び信託口(4)を除く。)に記録又は記載されている一般債
(略)			
40	(略)	(略)	課税分口座に記録又は記載されている一般債
50	少額公債非課税(特別マル優)	0%	〃
(略)			
75	(略)		
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
90	非課税法人及び源泉徴収不適用、又は非居住者(わかち分)	総合課税分又は非居住者分	15.315%※2
91		非課税分	0%
92	マル優	(略)	(略)
93	(わかち分)	(略)	(略)
94	特別マル優(わかち分)	分離課税分	15.315%
95		非課税分	0%

※1 (略)

※2 非居住者保有分について、租税条約に関する届出書が提出された場合には、租税条約に基づく軽減税率を適用する。また、社債的受益権の配当について、税区分コード70から75までに該当しない税率の適用を受ける場合には、税区分コード90、91を使用して、全期間、当該税率で申告を行う。

2 附 則

この改正規定は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

以 上

社債等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正について

1 社債等振替制度に係る手数料に関する規則（平成20年12月8日通知）

（下線部分変更）

新				旧			
別表				別表			
社債等振替制度に係る手数料表				社債等振替制度に係る手数料表			
I. (略)				I. (略)			
II. 一般債				II. 一般債			
1. 制度参加				1. 制度参加			
手数料項目	徴収対象者	内容	徴収料率	手数料項目	徴収対象者	内容	徴収料率
口座開設金及びシステム接続準備手数料	機構加入者	口座開設及びシステム接続開始に係る処理	(1) 新たに機構加入者となる場合 20万円 ただし、同一の口座名称の区分口座を2組以上開設する場合の口座開設金及びシステム接続準備手数料については、当該2組以上の部分の各々につき(2)の料率に準じて得られた金額を20万円に加算した金額とするものとし、この場合には、信託口(1)、信託口(2)、信託口(3)、信託口(4)及び信託口(5)（以下「保有口における各信託口」という。）は同一の口座名称とみなして取り扱う。	口座開設金及びシステム接続準備手数料	機構加入者	口座開設及びシステム接続開始に係る処理	(1) 新たに機構加入者となる場合 20万円 ただし、同一の口座名称の区分口座を2組以上開設する場合の口座開設金及びシステム接続準備手数料については、当該2組以上の部分の各々につき(2)の料率に準じて得られた金額を20万円に加算した金額とするものとし、この場合には、信託口(1)、信託口(2)、信託口(3)、信託口(4)及び信託口(5)（以下「保有口における各信託口」という。）並びに顧客口及び非居住者等口（以下「顧客口等」という。）はそれぞれ同一の口座名称とみなして取り扱う。
			(2) 区分口座を開設する場合（(1)に該当する場合を除く。） 1組につき 5万円 ただし、一の口座名称の区分口座を初めて開設する場合の口座開設金及びシステム接続準備手数料				(2) 区分口座を開設する場合（(1)に該当する場合を除く。） 1組につき 5万円 ただし、一の口座名称の区分口座を初めて開設する場合の口座開設金及びシステム接続準備手数料

			料については、開設する区分口座 1 組につき 5 万円で計算した金額から 5 万円を控除した金額とするものとし、この場合には、保有口における各信託口は同一の口座名称とみなして取り扱う。
(略)			

2～4 (略)

(注) 1. 口座開設金及びシステム接続準備手数料における組とは、開設する区分口座が信託口(1)、信託口(2)、信託口(3)、信託口(4)及び顧客口以外のものである場合には、一対の源泉徴収不適用分等口座及び課税分口座をいい、信託口(1)、信託口(2)、信託口(3)、信託口(4)又は顧客口である場合には、一の区分口座をいう。また、組数は、開設する区分口座が信託口(1)、信託口(2)、信託口(3)、信託口(4)及び顧客口以外のものである場合には、一対の源泉徴収不適用分等口座及び課税分口座を同時に開設するとき又はその一方の口座を開設するとき(他方の口座が開設済みであるときを除く。)に、信託口(1)、信託口(2)、信託口(3)、信託口(4)又は顧客口である場合には、一の区分口座を開設するときに、組の開設があったものとして計算する。

2～9. (略)

III・IV (略)

			料については、開設する区分口座 1 組につき 5 万円で計算した金額から 5 万円を控除した金額とするものとし、この場合には、保有口における各信託口及び顧客口等はそれぞれ同一の口座名称とみなして取り扱う。
(略)			

2～4 (略)

(注) 1. 口座開設金及びシステム接続準備手数料における組とは、一対の源泉徴収不適用分等口座及び課税分口座をいう。また、組数は、一対の源泉徴収不適用分等口座及び課税分口座を同時に開設する場合又はその一方の口座を開設する場合(他方の口座が開設済みの場合を除く。)に組の開設があったものとして計算する。

2～9. (略)

III・IV (略)

2 附 則

この改正規定は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

以 上